令和８年（フ）第２５４１号
横浜市金沢区大道１丁目18番４号
債務者　朝倉　芳明
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４９号
横浜市青葉区若草台10番地２　プラトゥサイド２番館102
債務者　渡邉　純夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５７３号
横浜市青葉区すみよし台15番地25　エミネンスすみよし台２号館403
債務者　小川　雅之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７０７号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目25番21号　花物語あやせ208
債務者　山上　富子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００８号
広島市安佐南区毘沙門台東２丁目８番19号
債務者　福原　拓起
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２１号
広島市西区己斐上３丁目28番21号
債務者　洲脇　琴美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
広島市中区吉島東１丁目24番１―201号　第２クリスビル
債務者　山本　文一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７号
島根県出雲市平田町950番地８
債務者　森山　尚子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第１０５０号
広島県東広島市西条大坪町７番18―202号　ＪＲＢハイツ西条
債務者　高取由香利
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区可部７丁目14番30号　児玉病院、住民票上の住所広島市安佐南区八木８丁目６番13―102号
債務者　柴崎　清人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１号
広島県豊田郡大崎上島町大串320番地
債務者　矢野　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１８８号
千葉県富津市青木二丁目13番地５　Ａ
債務者　ＭＡＴＳＵＤＡ　ＡＮＡ　ＬＹＡ（マツダ　アナ　リア）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９０号
千葉県君津市人見１丁目13番６号　201
債務者　中野　正志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９２号
千葉県木更津市文京５丁目４番33号、前住所埼玉県川口市戸塚東１丁目14番21号　スカイハイツ302号
債務者　佐藤　孝則
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１９３号
千葉県君津市北子安２丁目23番17号
債務者　川越友起男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２０２号
千葉県袖ケ浦市福王台１丁目16番地１　サクラパレスＢ202号
債務者　兼田紗耶華
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川江合寿町一丁目４番11号　サンヒルズラベンダー101号、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字天神前４番地　株式会社ＶＩＣＴＯＲＹ
債務者　竹沢　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係